

公益財団法人京都地域創造基金
2026 年度がんサポート奨学支援金募集要項

1. 趣 旨

当財団の奨学支援金は、経済的格差に左右されずに公平で質の高い教育を受けることができる社会の形成を目指す事業です。心身が健康で、進学可能な学力を有するにもかかわらず、経済的理由により進学が困難となっている学生を対象として、奨学資金を援助し、安心して勉学に専念できるように応援します。

2. 対 象

この奨学支援金の応募資格は、次のすべてに該当する者としてします。

- (1) 京都府内に在住している、または京都府内の教育機関への進学が決定している
- (2) 2026 年 4 月 1 日現在、学校教育法による学校（高等学校、高等専門学校、特別支援学校、大学、短期大学、専修学校など）に在籍している、または進学が決定している
- (3) 完治が難しい癌や末期癌の治療をしているひとり親家庭の子女で、就学のために経済的援助を必要としている
- (4) 勉学に意欲があり、健康である

3. 特 徴

この奨学金の特徴は、次のとおりです。

- (1) 奨学支援金は給付型とし、返還の義務はありません。
- (2) 奨学生の卒業後の就職、進路を拘束するものではありません。

4. 採用人員

20名程度

5. 奨学支援金の額と支給の方法

(1) 支給金額

月額 20,000円～25,000円

(2) 支給の期間

2026年4月から1年間

ただし、在籍している学校を卒業するまでの期間

(3) 支給の時期

初年度4月分から6月分は7月に3ヶ月分をまとめて支給します。その後は3ヶ月毎にまとめて支給します。

6. 奨学金の停止又は廃止

奨学生が次のいずれかに該当することとなったときは、奨学金の支給を停止又は廃止することがあります。

- (1) 申請書類や提出書類に虚偽記載が確認されたとき
- (2) 傷病のため成業の見込みがなくなったとき
- (3) 学業成績*又は性行が著しく不良になったとき

*学業成績の著しい不良とは、進学・進級するために必要な常識的な単位数を取らなかった場合をいう。

- (4) 休学、転学、退学又は転部したとき、又は1ヶ月以上の長期にわたって欠席するとき
- (5) 留年または卒業延期の恐れがあるとき
- (6) 外国へ留学しようとするとき（応相談）
- (7) 在学期間で処分を受けたとき
- (8) 奨学生として適当でない事実があったとき
- (9) 奨学支援金を必要としない理由が生じたとき
- (10) 届出義務を怠ったとき
- (11) 当財団の事務局と長期にわたって連絡がとれないとき

7. 応募の手続

申請書に生徒・学生本人が記入して申請してください。

申請書類は返却できません。提出された個人情報、法令と当財団「個人情報管理規程」にもとづき管理します。

8. 応募期間

2026年4月10日（金）～5月31日（日） 当財団事務局必着

※締切り期日は厳守としますので、添付書類などは余裕をもって準備してください

9. 選考及び決定

- (1) 当財団の選考委員会で決定します。経済状況、成績等の提出書類をもとに総合的に判断します。
- (2) 選考結果は、2026年6月中旬に本人（申請者）に書留郵便で通知します。
- (3) 奨学生に採用された方には、以下の書類の提出をお願いします。
 - A) 生活を支えている人の年間所得額の証明書
 - B) 他機関・団体から奨学金を受領している場合は、その金額・期間がわかる書類
 - C) 成績証明書
 - D) （在学中の学生は）在学証明書（これから進学する学生は）合格証書
 - E) 住民票（世帯分・マイナンバー記載は不要）
 - F) 癌治療をしている親に係る病院の診断書
- (4) 上記の書類により申請書記載事項の確認を行います。申請書に記載された内容について確認が取れない場合は、奨学支援金の支給決定を取り消すことがあります。

10. 奨学支援金受給にあたっての順守事項

奨学生に採用された方は以下の事項を順守することを義務とします。

- (1) 本奨学支援金受領期間中、毎学年終了後に成績証明書を提出すること
- (2) 下記に該当することとなった場合には、直ちに当財団事務局に届け出ること
 - ① 休学、転学、転部又は退学したとき、又は1ヶ月以上の長期にわたって欠席するとき
 - ② 留年又は卒業延期の恐れがあるとき
 - ③ 外国へ留学しようとするとき
 - ④ 在 school で処分を受けたとき
 - ⑤ 奨学支援金を必要としない理由が生じたとき
 - ⑥ 住所、氏名、連絡先等の個人情報に変更があったとき

本奨学支援金支給終了時に、状況確認を行うことがあるので、その際にご協力をお願いします。

11. その他

- (1) 他機関・団体から奨学金を受ける場合であっても応募は可能ですが、選考にあたっては他の奨学金の受給状況を考慮します。また、併給を希望する場合、奨学金支給団体によっては併給を認めない場合があるので注意してください。
(他機関・団体の併用ができない奨学金を申請されている人で、本奨学支援金の支給が決まった場合は、他機関・団体の奨学金を辞退していただくこととなりますので、あらかじめ了承のうえ申請をしてください)
- (2) 応募書類の受付後、記載内容の確認等のため、事務局より電話連絡をさせていただく場合があります。
- (3) 公的支援を受給している方は、収入認定に該当する可能性があるため、事前に市町村の担当窓口や担当のケースワーカーにご確認ください。

以上

<申請先／お問い合わせ先>

612-8431 京都市伏見区深草越後屋敷町 40-1 1F

公益財団法人京都地域創造基金 事務局 宛て

TEL:075-257-7883 (平日 9:00~17:30)

MAIL: office@plus-social.jp